第三千二十四号

名

称

又

は

平成二十年

十二月十五日

局ジャスコつがる柏店薬

つがる市柏稲盛幾世四一の一

 $\stackrel{=}{\circ}$ 

**小**八 **小**言

平川市尾上栄松二〇六

弘前市大字外崎一丁目

\_ の \_\_

平

成一个

た一元

つがるおのえ調剤薬局

佐藤眼科医院

ニックあきた耳鼻咽喉科クリ

弘前市大字南城西二丁目五の一二

ij

**小** 三

上北郡おいらせ町中野平四〇の

ジャスコ下田店薬局

田中外科クリニック

八戸市類家五丁目二七の七

八戸市大字本鍛治町二の六

右 建設業者の許可の取消し...... 証紙売りさばき人の指定. 保安林の指定..... 飼料の試験の結果の概要 生活保護法による医療機関の指定. 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出. 告 目 公 告 示 次 県西 出 民地 同 同 同 政 産 課) : 課 : : : : : 껃  $\equiv$ 三.  $\equiv$ 

ックすわ胃腸科内科クリニ

五所川原市字八重菊九一の一

五所川原市字松島町二丁目五九

まつしま調剤薬局

二二二二薬局

同

:

껃

示

右

同

青森県告示第七百九十三号

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 同法第五十五条の二第二号の規定に 次の指

平成二十年十二月十五日

(

より告示する。

サカエ薬局とわだ中央

十和田市西十二番町一一の一三

· 一 三 元 **た** 言

八戸市大字大久保字大山七

金吹沢診療所 たんぽぽ調剤薬局

黒石市寿町二〇

=

た

=

た 껃띡

青森県告示第七百九十四号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

平成二十年十二月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ク 広瀬矯正歯科クリニッ ニックあきた耳鼻咽喉科クリ 称 又 は 氏 名 弘前市大字代官町四一甘栄堂ビル 弘前市大字南城西二丁目五の一二 所 在 地 又 は 住 所 平 指定年月日 成员 =**卆** た

名

青森県知事 Ξ 村 申

吾

氏 名 所 在 地 又 は 住 所 廃止年月日

名称及び所在地

以去

場所

製造事業場等の

北日本くみあい飼料株式会社 株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸2407

回

佄

ちびき薬剤センター	メイプル調剤薬局	前店クローバー調剤薬局弘	 	金吹沢診療所	ック 消化器内科中畑クリニ
上北郡東北町字板橋山一の三〇	黒石市寿町二〇	弘前市大字泉野一丁目五の七	五所川原市字本町三七	八戸市大字大久保字大山七	ック     弘前市大字泉野一丁目五の三消化器内科中畑クリニ   弘前市大字泉野一丁目五の三
"	"	"	"	"	110•10• 1

青森県告示第七百九十五号

の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。第五十六条第一項の規定により平成二十年十一月十一日収去させた飼料の試験の結果飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

平成二十年十二月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

製	-				
# 括 果 の 概 要	に関する検索にもしては 周	みあい配合飼料 ユーアクティブ	くみあい配合飼料 たまご工房	くみあい標準配合飼料 パワーチック Z K 後期	型 9 的
# 括 果 の 概 要	11	20.10	20.10	20.10	製造年月
# 括 果 の 概 要		20.4	18.7	16.8	組たん白質%
# 括 果 の 概 要	-/\+\-	5.4	6.2	<u>ယ</u> ယ	0
# 括 果 の 概 要	# # #	0.82	4.06	1.14	
		0.64	0.66	0.79	<b>票</b> ン %
	Π Π	1.7	3.0	3.2	0
	t 分	4.9	13.1	6.6	\(\lambda \) \(\l
					果 輝 発 性 塩基性窒素 %
	1				水溶性窒素。
	4 2 16	81.0			
			2,800	2,800	M M kcal/kg
違反の内容	*	11.0	11.9	12.8	や の き の か か か か か か の か の の の の の の の の の の の の の
					違反の内容

試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

## 青森県告示第七百九十六号

 $\widetilde{\mathbb{H}}$ 

る同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

平成二十年十二月十五日

保安林の所在場所

青森県知事 三 村

申

吾

保安林指定の目的(次の図に示す部分に限る。)、字下堀川二三の四(次の図に示す部分に限る。)で五の三(次の図に示す部分に限る。)、字下堀川二三の四三、下北郡東通村大字尻労字安部三四の二(次の図に示す部分に限る。)、三四の三、

- 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- 1 主伐は、択伐による。

立木の伐採の方法

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。2)主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、 次のとおりとする 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第七百九十七号

る同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林として指定するので、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、 同法第三十三条第六項において準用す

平成二十年十二月十五日

青森県知事

Ξ 村 申 吾

保安林の所在場所

むつ市川内町川代一六九の四三、一六九の六五、一六九の九一、一六九の九四

保安林指定の目的 六九の一一 、一六九の一一八、一六九の一四九、一六九の一七

水源のかん養

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

役所に備え置いて縦覧に供する。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市

青森県告示第七百九十八号

(

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例 (昭和

三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。

平成二十年十二月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

中野渡 智惠 三沢市緑町一丁目四の三

指定年月日

売りさばき場所

平成二十年十二月十五日

Ξ

三沢市谷地頭二丁目二九五の五

公

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十年十二月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社トーホーフジ

代表者の氏名 工藤 直光

主たる営業所の所在地 五所川原市字新町七七の

許可番号 青森県知事許可 (般 一八) 第四〇〇一六八号

四 Ξ

取消年月日 平成二十年十月二十四日

六 五 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条 平成二十年八月二十六日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由

第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十年十二月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

代表者の氏名 古川 司

商号又は名称

日本海興業有限会社

主たる営業所の所在地 五所川原市十三琴湖岳一五

許可番号 青森県知事許可 (般 一九) 第一二〇六〇号

兀 Ξ

五 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十年十月二十四日

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十年十月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十年十二月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社工藤由建設

代表者の氏名 工藤 忍

主たる営業所の所在地 五所川原市大字豊成字田子ノ浦八三の三

兀 許可番号 青森県知事許可 (特 一九) 第三八八九号

五 取消年月日 平成二十年十月二十八日

> 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号